

## 市営住宅の会計管理について

適正な管理体制を構築すべきです。

### ■適正な価格設定が必要です

市営住宅の住民によって組織される「管理運営委員会(以下、委員会)」には

- ①集会所使用に関する会計(集会所会計)
- ②駐車場の管理運営に関する会計(駐車場会計)
- ③共益費に関する会計(共益費会計)

の三つの会計が存在します。しかしながら、これらの会計には以下の問題が存在しており、余剰金が発生しやすい状況にあります。

#### 【①集会所会計に関する問題点】

- 各委員会が集会所の使用料金を決定するため、市営住宅ごとに使用料金が大きく異なる(例:通夜・葬儀の場合、最低0円～最高3万円)
- 使用料金を「集会所の使用に必要な光熱水費相当額」と定めているが、半数以上の施設で通夜・葬儀の使用料が1万円を超える等、高額

#### 【②駐車場会計に関する問題点】

- 月額2,000円/台という市からの委託料に対し

て、業務内容が「月1回以上の駐車場内の清掃」「問題が発生した場合の連絡」のみと軽微(\*)

\*自治会等が行う公園清掃に対する委託料は概ね、月額数千円/公園全体。

### ■適正な管理体制の構築を！

これに加えて一部の委員会には、

- 住民に対して会計情報が公開されていない上、市のチェック等も行われてない
- 別々に管理されるべき集会所会計・駐車場会計・共益費会計が一体的に運用されており、全体像が見えない

という問題があります。そのため**委員会の会計から発生した余剰金の着服が判明し、大きな問題になった事例も存在します。**このような実態は早急に是正すべきです。市は私が指摘した内容を認め、現状の改善に取り組むことを約束しました。引き続き、今後の展開を注視すると共に、必要な指摘・提案を続けてまいります。

### ■諸事雑感

過去の西宮市長選挙の投票率は2006年が26.81%、2008年が32.93%、2010年が33.65%。「選挙に行かない人が多い」というよりも「選挙に行く人のほうが珍しい」という状態が続いています。けれども、こんな状態が続いたままでよいのでしょうか？救急医療体制の整備、災害対策の推進、福祉サービスの提供、幼稚園・保育所・学校の運営、道路・水道・各種公共施設の保守・整備等、行政は市民生活に直接関係する事業を数多く実施しています。その中で市長が果たす役割は絶大です。4月20日(日)は西宮市長選挙の投票日です。当日どうしても忙しければ期日前投票という手段もあります。とても重要な選挙です。皆さん、投票に行きましょう！

## 澁谷 祐介:西宮市議会議員/三期目

- 昭和48年12月26日生まれ。B型・山羊座。
- 妻・長男・次男の四大家族。
- 市立浜脇小・浜脇中・私立明星高・京都大学経済学部卒業。
- 平成8年4月より平成16年8月まで阪急電鉄株式会社勤務。  
書店ブックファースト・アズナス(コンビニ)等、小売事業を中心にキャリアを積む。
- 平成16年11月、西宮市議会議員補欠選挙にて初当選。現在三期目。
- 好きな言葉:一利を興すは一害を除くに如かず、大道無門
- 好きな作家:司馬遼太郎、浅田次郎、黒川博行、篠田節子、山崎豊子 他多数
- 尊敬する人物:織田信長、大久保利通

しぶや祐介事務所:〒662-0927 西宮市久保町1-16-202

### ■詳しい日々の活動等をブログでご覧頂けます。

<http://y-shibuya.blogzine.jp/blog/>  
(「しぶや祐介」で検索！)

■市政に関する、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。ご連絡は、以下までお願いします。

★e-mail:shibuya@room.ocn.ne.jp

★tel:0798-22-7895

(恐れ入りますが、不在時は、留守番電話にメッセージをお願いします。)

西宮市議会議員

# しぶや祐介

市政報告36号×2014年2月

私たちが暮らす、  
西宮の未来のために。

浜脇小・浜脇中・明星高・京都大学卒  
元阪急電鉄(株)勤務 / 行動する政治

## TOPICS&CONTENTS

～今号の目次&内容～

◆アサヒビール工場跡地①/  
取得は決定していません！

◆アサヒビール工場跡地②/  
市長選挙で民意を問うべき！

◆マンションの付設駐車場/  
設置義務台数の見直しを！

◆市営住宅の会計管理/  
適切な管理体制の構築を！

## アサヒ跡地の取得は決定していません。

既成事実化を阻止するべく、活動を続けます！

### ■既成事実化は許しません！

市は昨年12月議会にアサヒビール工場跡地(以下、跡地)の取得に関わる費用68.9億円を「債務負担行為」という形で含んだ補正予算を提出しました。

「債務負担行為」は通常、学校の新設・建替等、複数年に亘る大規模事業を実施する際に使用される手法です。しかしながら仮に今後、跡地の取得が決定しても費用が発生するのは来年度以降であり、今年度中に「債務負担行為」を設定する必要はありません。

また市は「取得に関する協定書を締結するため債務負担行為の

議決が必要」としていますが、協定書の内容が示されていない以上、**予算に賛成することは「市への白紙委任」を意味します。今回の予算が跡地取得の既成事実化を狙うものであることは明らかです。**

こうした状況を踏まえ、私が所属する会派・蒼士会は補正予算のうち跡地の取得に関わる費用68.9億円を削除した修正予算を提案しましたが反対多数で否決されました。しかしながら跡地取得は6月に予定されている本契約締結まで確定しません。今後も、事業の既成事実化を阻止するべく活動を続けてまいります(関連記事・中面)。